

新庁舎建設

「安心」と「つながり」のまちづくり拠点の実現に向けて 周南市庁舎建設 基本計画(素案)の概要

本年3月に策定した基本構想を基に、導入機能や配置計画、建替計画などの詳細な事項の検討を行い、基本計画(素案)をまとめました。



配置計画

- 新庁舎は、次の条件を満たす配置とし、設計の段階で具体化します。
- 岐山通り沿道の景観に与える影響について、十分に配慮すること
- 周辺の日照条件が、特に悪化することのないよう工夫すること
- 先行解体する範囲を北側下記図参照に限定し、その範囲内で新庁舎を配置すること(仮庁舎の規模をできるだけ小さくする)

導入機能

- 今年3月に策定した基本構想の中で、「これからの庁舎のあり方」として6つの理想像を定めました。その実現のために、新庁舎には次のような機能の導入をめざします。
- **全ての人が分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎**
- **窓口・相談機能**

ワンフロアサービス総合案内、障害者に配慮した案内表示、プライバシーに配慮した窓口、多目的トイレ、キッズスペース、おむつ替えや授乳ができる部屋、待合スペースなど

- **情報交流機能**
市政情報、観光情報などの情報展示スペース、歴史展示コーナー、市政情報発信ディスプレイの設置など
- **「安心安全」の拠点として市民の暮らしを守る庁舎**
災害対策本部機能非常用電源、防災・備蓄倉庫、耐震貯水槽、会議室、放送室、ヘリポートなど、災害時に避難場所となるスペース、情報バックアップ設備など
- **市民協働の拠点として親しみやすく誇りがもてる庁舎**
- **市民協働機能**
本市の特徴を表現したデザイン、

- **環境配慮機能**
自然エネルギー・再生可能エネルギーの利用、水素活用設備、コンビナート電力活用、市内産材木の活用、屋根・外壁の高断熱化、高性能ガラスの採用、自然光・通風を利用した設備、日射を軽減する設備など
- **地球環境にやさしい環境配慮型庁舎**

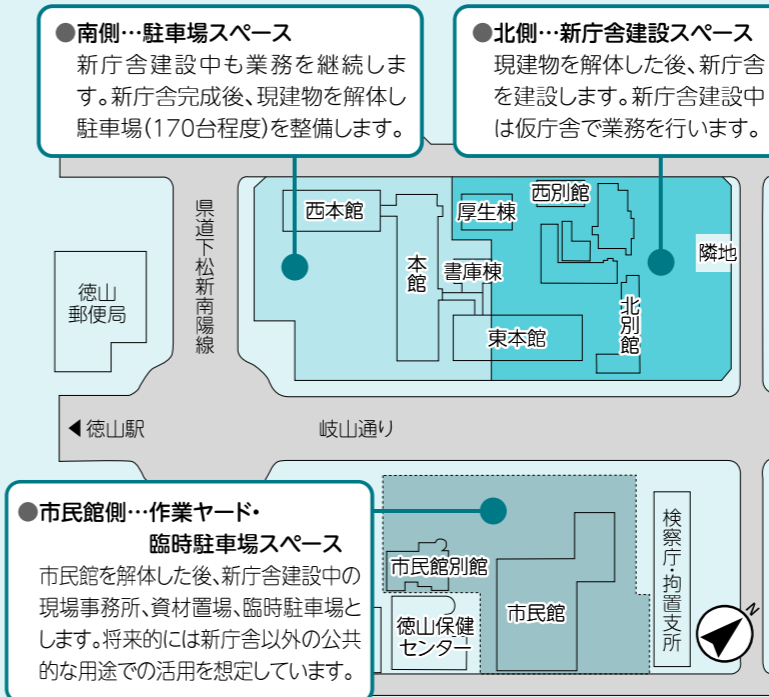
- **憩い・にぎわい機能**
オープンイベントスペース、ポケットパーク・公園・遊歩道、レストラン、売店など
- **行政サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎**
- **行政執務機能**
問仕切りのない大部屋執務室、フリアクセスフロア(床下配線、業務関連度を考慮した配置、ミーティングスペースなど)
- **議会機能**
議会を執り行いやすいレイアウト、市民の親しみやすさに配慮した傍聴席、独立性と行政執務機能との連携に配慮した配置など

- **規模**
新庁舎の規模は、次の考え方の下に算定した約2万平方メートルとします。
- 現在分散している本庁部局消防本部を除くを新庁舎に集約する。ただし、耐震性能があり新庁舎に近い位置にある徳山保健センターは当面活用する。
- 配置部局は未定です。
- 事務に支障のない範囲で最小限の執務スペースとする。

スケジュール

平成23年度	基本方針
平成24年度	基本構想
平成25年度	基本計画
平成26年度	基本設計
平成27年度	実施設計
平成28年度	工事 引越
平成29年度	
平成30年度	
	解体工事・駐車場整備

敷地利用計画



事業費

94億円を見込んでいます。
※仮庁舎は、市の遊休施設および民間施設の活用を努めます。これに要する費用は、94億円に含まれていません。

財源

合併特例債約60億円、庁舎建設基金約20億円、*上下水道事業負担金約9億円、一般財源約5億円
※上下水道事業負担金は、設計後に負担割合を確定し算出します。

建設後の負担

合併特例債の償還元金約60億円、利子約10億円、合計約70億円となりますが、国から地方交付税として、償還額約70億円のうち、70パーセントの約49億円が交付されますので、市の実質負担額は約21億円となります。償還期間を20年とすると、1年当たり約1億円の負担となります。
一方、新庁舎の建設により、維持管理費や職員の移動コストが1年当たり約5千6百万円削減される見込みです。

出前トーク

職員が訪問して本市の考え方を説明し、意見交換を行う出前トークも、引き続き実施していきますので、ぜひ活用してください。

パブリック・コメント

周南市庁舎建設基本計画(素案)について、意見を募集します。
● **閲覧期間** 11月5日(火)～12月6日(金)

● **閲覧場所** 総務課、市役所本庁舎市民さろん、各総合支所情報公開窓口、各支所、ホームページ

● **意見の提出** 12月6日(金)までに、住所・氏名・電話番号・意見を、持参・郵送・ファクス・Eメールで、〒745-8655 岐山通り1-1 総務課庁舎建設準備室 ☎0834-22-8266・✉choshac@city.shunan.lg.jp

● **公表** 提出された意見は、市の考え方と合わせて、市ホームページなどで公表し、意見提出者への個別回答は行いません。提出された意見を担当課で検討し、要約する場合もあります。なお、あらかじめ提出する意見の全文公表を希望する場合は、全文公表希望と記載の上提出してください。
※住所、氏名などの個人情報については、担当課で厳重に管理するとともに、公表しません。

● **問合せ** 総務課庁舎建設準備室 ☎0834-22-8266